

公益財団法人大野城市体育協会表彰内規

1 規程第2条別表の細部を次のとおりとする。

- (1) 体育・スポーツ及びレクリエーション関係団体の役職員及び指導者等としての在籍年数については、当該前年度の3月31日で計算する。
- (2) 体育・スポーツ及びレクリエーション関係団体の役職員及び指導者等としての表彰については、特別功労者表彰は功労者表彰、功労者表彰は奨励賞の実績があり、次の期間を経過しているものとする。

特別功労者表彰	功労者表彰後5年以上
功労者表彰	奨励賞後2年以上

- (3) 大会入賞者の推薦対象期間は、当該年の1月1日から12月31日までとする。
- (4) 県大会とは、県民体育大会及び県体育協会加盟団体又は県教育委員会等が主催する大会で予選を経て参加した大会とする。準ずる大会とは、予選を経ていないが大会内容（参加範囲及び参加チーム数等）が県大会と同等であると協会事務局が判断した大会とする。
- (5) 九州大会など県単位の広域な範囲で行われた大会とは、県体育協会加盟団体又は県教育委員会等が主催する県大会を経て県代表として参加した九州地区以上の地区を単位とした大会とする。
- (6) 全国大会とは、国民体育大会及び県体育協会又は県教育委員会等が主催する県大会を経て県代表として参加した大会とする。準ずる大会とは、県大会を経ていないが大会内容（参加範囲及び参加チーム数等）が全国大会と同等であると協会事務局が判断した大会とする。
- (7) 国内予選（選考会）を経て国際大会に参加した者は、全国大会において3位以内に入賞したものとみなす。
- (8) 表彰が重複する場合の取扱い

ア 異なる理由により表彰が重複する場合は、それぞれ表彰する。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーション関係団体の役職員及び指導者等としての表彰はそれぞれの表彰区分において1個人1回とする。

ウ 大会入賞者については、当該年の成績のうち優先順位の最も高いものを表彰するものとする。ただし、表彰を辞退することができる。

なお、表彰の優先順位は次のとおりとする。

表彰区分	特別功労者表彰	功労者表彰	奨励賞
優先順位	1	2	3

2 規程第3条第1項の規定により協会役職員等を推薦する場合の基準を次のとおりとする。  
 なお、表彰はその職を辞した後とし、それぞれの表彰区分ごとに1個人1回とする。

(1) 特別功労者表彰

ア 会長及び副会長

イ 協会役員及び評議員として、継続10年以上在職した者

ウ 協会の運営に関し特に功績があった職員

(2) 功労者表彰

ア 協会役員及び評議員として、継続5年以上在職した者

イ 協会の運営に関し功績があった職員

3 大野城市表彰の被表彰者の推薦

大野城市表彰の被表彰者の推薦は、次によるものとし、推薦にあたっては、加盟団体に格差が生じないよう、競技種目を統括する加盟団体において配慮するものとする。

(1) 社会功労表彰は、特別功労者表彰受賞の翌年度以降に推薦する。

(2) 地域活動奨励賞は、奨励賞受賞の翌年度以降に推薦する。

(3) その他の表彰については、市の表彰基準に基づき推薦する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。